

山口西田読書会会則

2016年6月

第1条（会の名称）

本会は山口西田読書会と称する。

第2条（会の目的）

本会は西田哲学に関する読書と理解を深めることを通して自身が哲学し、そのための資料、成果の集積、交流を通じて地域文化に貢献することを目的とする。

第3条（所在地）

本会は山口県山口市下堅小路45番地の西田旧宅を所在地とする。

第4条（会員）

本会は次に定める会員、研究会員をもって構成する。

1. 会員は哲学に関して高い関心を有し、本会の主旨に賛同するものをいう。
2. 研究会員は研究職またはその経験を有するもので、本会の主旨に賛同するものをいう。

第5条（会の活動）

本会は第2条の目的を達成するために次のことを行う。

1. 定期総会および臨時総会
2. 読書会の定期開催
3. その成果の公表、記録、保存、関連する図書・資料の収集・整理

第6条（記録・発表）

読書会の記録、成果はウェブサイトで公開する。

第7条（運営委員会）

本会には次に定める運営委員会を置く。

1. 運営委員会は、会員の互選による5名の委員をもって構成する。
2. 委員の任期は1年とする。
3. 運営委員会は次のことを主たる業務とする。
 - (1) ウェブサイトの更新
 - (2) 会計
 - (3) 総会の招集および議事進行
 - (4) 研究会・合評会の計画および運営
 - (5) 会の運営に関わる連絡
 - (6) 会の運営・活動記録の作成

第8条（総会）

1. 定期総会では主として次のことを行う。
 - (1) 会計報告
 - (2) 運営委員の選出
 - (3) 年間計画
2. 臨時総会は必要に応じて開催する。

第9条（会則の改正）

会則の変更は会員の賛同のもとに総会で行う。

[ここに入力]